

令和2年3月1日

お客様・ご家族様

高齢者福祉施設 薬師の郷
施設長 小柳 守

新型コロナウイルス感染症対策についてのお願い

日頃より当デイサービス・ショートステイをご利用いただきまして、心より御礼申し上げます。さて、国内でも増加している新型コロナウイルスによる感染症について、厚生労働省から感染拡大防止のための社会福祉施設等における留意点が示されました。その、留意点等に従いまして、3月2日より当面の間、以下のとおり感染症対策を実施いたします。

何卒、ご理解とご協力の程よろしくお願ひいたします。

1. お迎えの送迎において

送迎にうかがった職員が、お客様の体温を計測して37.5度以上の発熱がある場合や、鼻水、咳、喉の痛みなどの風邪症状があることを確認した場合は、ご利用を中止させていただきます。

※体温計は職員が持参します。

※中止した場合において、ご家族様が不在の場合は、緊急連絡先としてお願いしましたご家族様等へ電話連絡いたしますので、いつでも連絡がつくようにお願いいたします。また、施設の方からお客様のご担当のケアマネージャー様へ、その旨ご連絡します。

2. ご利用中の発熱等について

ご利用中も37.5度以上の発熱や風邪症状が確認された場合は、ご利用を中止させていただきます。緊急連絡先としてお願いしましたご家族様等へ電話連絡いたしますので、原則としてご家族様等からのお迎えをお願いいたします。

3. ご自宅での健康状態等について

ご自宅でお客様や同居のご家族様に発熱や風邪症状がみられましたら、ご利用の前に必ず当施設へご一報くださいますようお願いいたします。

※お客様に発熱があった場合、解熱後24時間以上が経過し、風邪症状が治まるまでは、ご利用を中止させていただきます。

4. ご面会等について

ご面会につきましてはご遠慮いただきます。また、お客様がご依頼される業者様等のご訪問につきましてもご遠慮いただきます。

また、施設職員についても、37.5度以上の発熱がある場合は勤務をさせません。よって、急な職員配置不足の発生により、送迎の時間がかなり遅れる可能性があります。送迎だけでなく、例えば入浴において、清拭や部分浴などなどにさせていただいたり、ショートステイでは入浴回数を減らすなど、施設内におけるサービスにおきましても、やむを得ずこれまで通りの提供ができなくなることもあるかと思います。お客様や職員に感染が発生した場合は、行政からの要請等により、臨時休業をさせていただくこともあります。

お客様ご家族様には、ご不安やご迷惑をおかけしますが、高齢者施設として感染対策を徹底してまいりますので、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

なお、ご利用を中止していただいた場合は、裏面の「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえて、適切な相談及び受診をされるようお願いいたします。

ご不明な点等ございましたら、ご遠慮なく **デイサービス担当生活相談員：佐野、ショートステイ担当生活相談員：加藤** までお問い合わせください。 電話：0256-32-2838

※こちらは、令和2年2月17日に厚生労働省が公表したものであり、今後変更となる場合もあります。

新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

1. 相談・受診の前に心がけていただきたいこと

- 発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える。
- 発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しておく。

2. 帰国者・接触者相談センターに御相談いただく目安

- 以下のいずれかに該当する方は、帰国者・接触者相談センターに御相談ください。
 - ・ 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く方（解熱剤を飲み続けなければならない方も同様です。）
 - ・ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある方
- なお、以下のような方は重症化しやすいため、この状態が2日程度続く場合には、帰国者・接触者相談センターに御相談ください。
 - ・ 高齢者
 - ・ 糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある方や透析を受けている方
 - ・ 免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

(妊婦の方へ)

妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに帰国者・接触者相談センターに御相談ください。

(お子様をお持ちの方へ)

小児については、現時点では重症化しやすいとの報告はなく、新型コロナウイルス感染症については、目安どおりの対応をお願いします。

- なお、現時点では新型コロナウイルス感染症以外の病気の方が圧倒的に多い状況であり、インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様に、かかりつけ医等に御相談ください。

3. 相談後、医療機関にかかるときのお願い

- 帰国者・接触者相談センターから受診を勧められた医療機関を受診してください。複数の医療機関を受診することはお控えください。
- 医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット（咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる）の徹底をお願いします。

※帰国者・接触者相談センター

三条市は、三条保健所です。電話は（平日 8:30～17:15）0256-36-2362
(夜間・休日) 0256-36-2330 です。
見附市は、長岡保健所です。電話は（平日 8:30～17:15）0258-33-4932
(夜間・休日) 0258-38-2501 です。